

青森市八甲田ふれあい施設条例（平成十七年条例第七十号）
 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条～第六条（略） （利用料金等）</p> <p>第七条 <u>第十二条の規定により八甲田ふれあい施設の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）に当該施設の管理を行わせることとした場合は、前条第一項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その利用料金（同項第一号に掲げる施設の利用に係るものに限る。以下同じ。）を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 利用料金は、<u>指定管理者</u> _____ _____にその収入として収受させる。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第八条～第十一条（略） （指定管理者による管理）</p> <p>第十二条 八甲田ふれあい施設の管理は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十七年青森市条例第三十号）に基づき市長が指定するものに、これを行わせる<u>ことができる。</u></p> <p>第十三条～第十五条（略） <u>（準用）</u></p> <p>第十六条 <u>第七条第一項及び第四項、第八条、第十五条第二項並びに別表の規定は、市長が八甲田ふれあい施設の管理を行うこととした場合に、これを準用する。この場合において、第七条第一項中「第十二条の規定により八甲田ふれあい施設の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）に当該施設の管理を行わせることとした場合は、前条第一項」とあるのは「前条第一項」と、「その利用料金（同項第一号に掲げる施設の利用に係る</u></p>	<p>第一条～第六条（略） （利用料金等）</p> <p>第七条 _____ _____ _____</p> <p><u>前条第一項</u>の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その利用料金（同項第一号に掲げる施設の利用に係るものに限る。以下同じ。）を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 利用料金は、<u>第十二条の規定により八甲田ふれあい施設の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）</u>にその収入として収受させる。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第八条～第十一条（略） （指定管理者による管理）</p> <p>第十二条 八甲田ふれあい施設の管理は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十七年青森市条例第三十号）に基づき市長が指定するものに、これを行わせる_____。</p> <p>第十三条～第十五条（略） <u>（新設）</u></p>

青森市八甲田ふれあい施設条例（平成十七年条例第百七十号）
 新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>ものに限る。以下同じ。）」とあるのは「別表に定める使用料」と、同条第四項中「第二項の規定により指定管理者に収受させた利用料金」とあるのは「第一項の規定により納付された使用料」と、第八条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第十五条第二項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表中「利用料金基準額」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（委任） 第<u>十七</u>条 （略）</p>	<p>（委任） 第<u>十六</u>条 （略）</p>